

令和6年1月23日
法 務 省

災害復旧における境界標識の保存について

令和6年能登半島地震による被災地において、今後、倒壊家屋等の撤去等の復旧作業が実施されることが見込まれるところです。

復旧作業に際しては、土地にコンクリート杭、金属鋸などが埋設されていないかどうか注意するようお願いします。

これらは、土地の境界を示す「境界標」であるかもしれません。

境界標は、たとえ地震により位置がずれていたとしても土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決にも重要な役割を果たします。今後の被災地の復興のために、可能な限りその保存が図られるよう御配慮をお願いします。

〔被災地の法務局の連絡先〕

金沢地方法務局不動産登記部門 電話 (076-292-7810)

音声ガイダンス番号〔境界標識について〕1→5

(問い合わせ先) 民事局民事第二課 電話 03-3580-4111 (内線4475)
